

「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」の徹底についてのお願い

2021（令和3）年5月10日、富山教区の住職が富山県内発行の地方新聞記事に所属寺院の過去帳の写真を開示するという事案が惹起いたしました。本件は、これまでの歴史の中で過去帳が部落差別をはじめとする身元調査に利用されてきたことを考えると差別につながりかねない重大な責任を伴うものであります。

現在、富山教区実践運動委員会においては、宗派社会部人権問題担当及び部落解放同盟北陸事務所とも連携し対応を進め、教区における「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」の周知徹底と人権問題に関する研修会の開催徹底などに取り組んでおります。

本件につきましては、2021（令和3）年度第1回「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）中央委員会において、高岡教区より提出された意見具申で指摘された通り、富山教区1教区だけの問題ではなく、宗門全体の問題であります。

宗門では、2012（平成24）年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」以降、得度習礼、教師教修や各組における「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権

啓発推進僧侶研修会」において、過去帳の取り扱いについての周知と研修を進めてきました。

そうした取り組みの最中、今回の過去帳の開示が起こったことを私たちは重く受けとめ、住職をはじめ寺院関係者として、過去帳等の取り扱いに対する理解を深めていくことが大切です。

つきましては、今一度「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」並びに「取扱いについて」を掲載いたします。各住職におかれましては、過去帳等の取扱基準の順守について、さらなる徹底をお願い申し上げます。

2021（令和3）年11月

浄土真宗本願寺派 社会部〈人権問題担当〉

*「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」は宗派公式Webサイトでダウンロードすることができます。また、印刷物が必要な場合は、社会部〈人権問題担当〉までご連絡ください。

過去帳又はこれに類する帳簿 の取扱いについて

過去帳又はこれに類する帳簿(以下「過去帳等」という)の取扱いについて、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立ち、同朋教団の本旨並びに人類普遍の原理である平等原則に反しないように、その取扱基準が定められました。

過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職(代表役員)にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。

以下の原則を厳守ください。

1、過去帳等とは

ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。

2、閲覧禁止(公開の禁止)

過去帳等に記載されている内容は、その個人の基本的な人権に関わる個人情報であり、公開は厳禁とします。

門徒からの問い合わせの場合、書面にてその目的・対象等の明示があったとき、その門徒の直接の先祖に関する部分の抜き書き等に限定して開示できるものとします。

なお、どのような場合にも、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」(以下「取扱基準」)の趣旨に反すると思われる場合は、取扱責任者は、「取扱基準」により開示を拒否しなければなりません。

3、過去帳の記載事項の限定

過去帳に記載すべき事項は、下記に限定されています。

- ① 法名 ② 俗名 ③ 死亡年月日 ④ 性別 ⑤ 年齢
- ⑥ 施主(喪主)との続柄 ⑦ 施主(喪主)の現住所

それ以外のことを記載してはいけません。また、基本的な人権を侵害する記載があった場合には、全面的に書き換えなければなりません。

4、過去帳に類する帳簿の記載事項の限定

過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはなりません。

<記載禁止事項の注意>

「取扱基準」制定の目的は、第五条の禁止事項を過去帳等に記載しないためです。

- ・禁止事項の「門地」とは本来、族籍(華族・士族・平民等)の別を言うものですが、現在では「本家」「分家」「資産家」「使用人」などを示す言葉として理解されています。
- ・「出生の別」とは、嫡出の事情に関わるさまざまな表現を言います。

※ 詳しくは、「取扱基準」をご参照ください。なお、この『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて』は、つねに過去帳等にそえてご利用ください。

本紙作成の願いをおくみどりのうえ、今後とも御同朋の社会をめざす運動の推進に、一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

2014年2月 社会部<人権問題担当>

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準

昭和六十一年八月四日
総局告示第十七号

改正 (平成九年十二月二十日 総局告示第三十六号)
(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)
(平成二十六年二月一日 総局告示第六号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程(昭和二十七年宗則第十五号)第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。」の条項の趣旨に従い、宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿(以下「過去帳等」という。)は、所属する僧侶、寺族、門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとする。

2 過去帳等の記載には、同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。

(取扱責任者)

第三条 過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職又は代表者とする。

(過去帳の記載事項)

第四条 過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
- 二 俗名
- 三 死亡年月日
- 四 性別
- 五 年齢
- 六 施主(喪主)との続柄
- 七 施主(喪主)の現住所

(過去帳等への記載禁止事項)

第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(必要措置)

第八条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、社会部<人権問題担当>を通じて取扱責任者に対して必要な措置を行わせることができる。